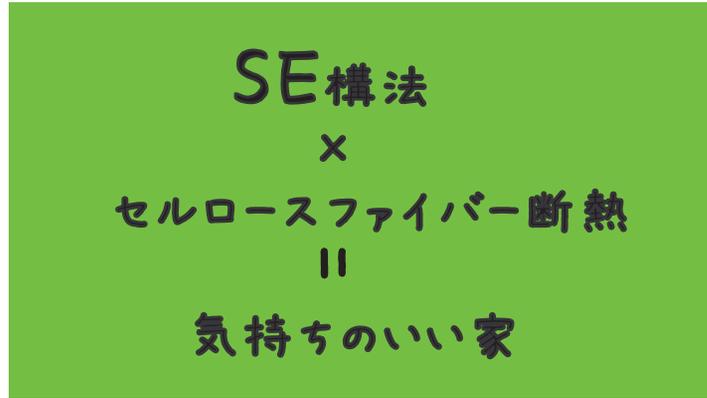


# Nakashima 通信



〒720-0082

福山市木之庄町二丁目13番37号

中島建設 株式会社

TEL 084-924-0355

<http://www.plus-n.info>E-mail: [cs@plus-n.info](mailto:cs@plus-n.info)

- 平成27年1月1日より相続税が大きく変わります。書店の店頭などにも相続税関係の本が増えてきているような気がします。今回は、相続の流れと手続きを簡単に整理してみます。

被相続人死亡

- ① 「7日以内に」死亡届けを提出  
火葬許可書・埋葬許可書の交付を受ける

この時葬儀費用は、相続財産から控除できるので領収証とかは保管しておく。

金融機関に連絡しとく

3ヶ月以内

- ② 遺言書の確認  
3種類の遺言書  
★ 自筆証書遺言書  
★ 公正証書遺言書  
★ 秘密証書遺言
- ③ 相続人の調査・確定と相続財産の把握
- ④ 相続の放棄または承認の決定

小規模宅地等の特例の改正内容

- ① 特定居住用宅地等の適用面積が240m<sup>2</sup>から330m<sup>2</sup>に増える。
- ② 構造上区分がある2世帯住宅も同居とみなされ適用対象になります。
- ③ 特定居住用宅地等と特定事業用宅地等の適用面積が完全に併用可能になります。
- ④ 老人ホームの終身利用権を取得していても条件を満たしていれば適用の対象になります。

4ヶ月以内

- ⑤ 所得税の準確定申告

通常の確定申告は翌年の3月15日までですが、当人が死亡した年は、1月1日から死亡日までの所得について、相続開始後4ヶ月以内に相続人が申告しなくてはならない。

10ヶ月以内

- ⑥ 遺産分割協議書の作成
- ⑦ 不動産相続登記、財産の名義変更
- ⑧ 相続税の申告・納付

※遺産分割協議は、包括受遺者(遺言による)を含む全ての相続人が参加する事になっています。

特例により課税額が基礎控除額を下回る場合でも申告しなくてはなりません。

1~3年以内

- ⑨ 1年以内 遺留分の減殺請求  
相続開始および遺留分を侵害している遺贈・贈与があると知った日から1年以内

- ⑩ 3年以内  
相続税の特例適用のための遺産分割期限  
不動産を売却する場合の名義変更